

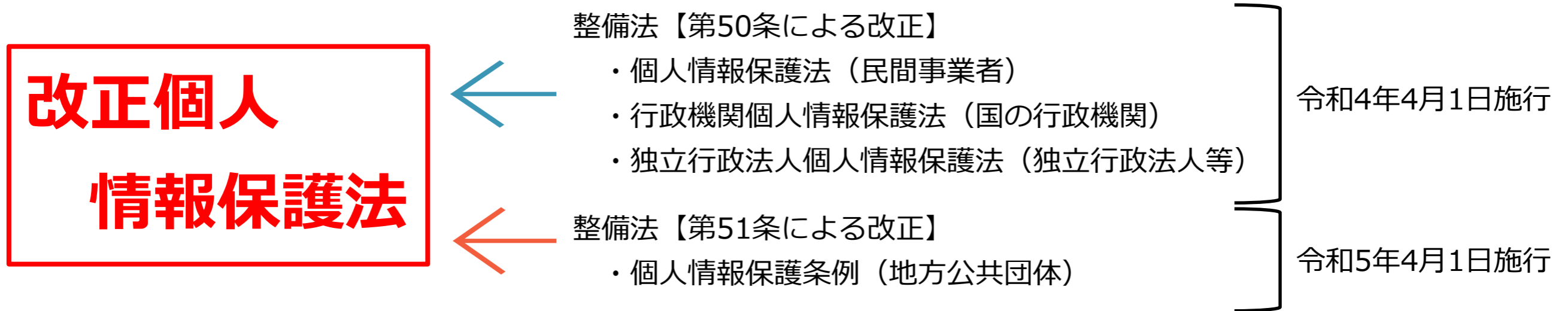


個人情報に関する法律の改正に伴う 「寒川町議会の個人情報に関する条例」の 制定について

2022年10月31日



- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第57号。以下「整備法」という。）第50条及び第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正



→官民の個人情報に関する制度が個人情報保護法へ統合

（国、民間事業者、地方公共団体で共通ルールを設定し、個人情報保護とデータ流通を両立）

■ 改正個人情報保護法と議会の関係

○改正個人情報保護法 第2条（第11項第2号） 【施行予定：令和5年4月1日】

- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

→地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取り扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外。

ただし、町議会の個人情報保護制度を法と大きく異なる制度とした場合、寒川町における個人情報保護制度が、地方公共団体の機関と議会で異なることとなり、町民等において混乱を生じさせる恐れがある。

従って議会における個人情報保護制度は、改正個人情報保護法の趣旨と整合をとることを前提として条例案を検討。

■ 議会の条例の基本的な考え方

○議会が保有する個人情報の対象

- ・条例の対象となる議会における個人情報は、議会事務局が保有する個人情報を想定しています。

→各議員（議長を含む）が保有する個人情報は対象と
しません。

- 条例の主体・機関として負うべき義務を課す条文の主体は「議会」を、個人情報の開示や訂正など具体的な処分の権限行使に係る条文の主体は「議長」を規定しています。
なお、条例の実施について必要な事項は議長が別に規定を定めることとしています。

■ 寒川町個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法、寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の規定の違い

項目	現行条例	改正個人情報保護法	町議会の条例
個人情報の定義	生存する個人に関する情報 (死者に関する情報は含まないと解釈)	生存する個人に関する情報と明確に規定	生存する個人に関する情報と明確に規定
適用対象	町の全ての機関	議会を除いた町の機関	寒川町議会
個人情報の取扱い	本人以外収集、目的外利用、オンライン結合、要配慮個人情報の取扱いの制限等について、条件付の取扱いとし、ケースにより審議会への諮問を要する	法令その他個人情報保護委員会が作成するガイドラインに基づき取り扱う ※条例等により個別の個人情報の取扱いについて制限を設けることは許容されない	議会の個人情報の保護に関する条例に基づき取り扱う

■ 寒川町個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法、寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の規定の違い

項目	現行条例	改正個人情報保護法	町議会の条例
自己情報の開示請求に係る手数料	無料 ※複写費及び郵送料は請求者負担	条例で定める額 ※無料とすることも可能	無料 ※町の施行条例(案)と同様
個人情報保護制度に関する帳票	個人情報取扱事務登録簿 ※個人情報を取扱う事務について作成	個人情報ファイル簿 ※個人情報を記録したファイルについて作成 ※条例で定めることにより個人情報取扱事務登録簿等を作成することは妨げない	個人情報ファイル簿 ※町の施行条例(案)と同様

■ 寒川町個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法、寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の規定の違い

項目	現行条例	改正個人情報保護法	町議会の条例
自己情報の開示、訂正及び利用停止請求の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己情報の開示 請求から 15日以内 (15日延長可能) ・ 訂正及び利用停止請求 請求から30日以内 (30日延長可能) ・ 請求可能者 本人、法定代理人又は特別事情があると認められる者の代理人 ※任意代理人不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己情報の開示 請求から30日以内 (30日延長可能) ・ 訂正及び利用停止請求 請求から30日以内 (30日延長可能) ※条例により期間を短縮することが可能 ・ 請求可能者 本人、法定代理人又は本人の委任による代理人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己情報の開示 請求から15日以内 (15日延長可能) ※町の施行条例（案）と同様 ・ 訂正及び利用停止請求 請求から30日以内 (30日延長可能) ※議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は算入しない。 ・ 請求可能者 本人、法定代理人又は本人の委任による代理人

■ 寒川町個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法、寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の規定の違い

項目	現行条例	改正個人情報保護法	町議会の条例
開示決定等への審査請求に対する裁決	現行条例に基づき寒川町個人情報保護審査会を設置し、当該審査会への諮問を経て裁決	条例 により行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関（寒川町個人情報保護審査会等）を設置し、当該機関への諮問を経て裁決	左欄の条例により設置される寒川町個人情報保護審査会への諮問を経て裁決
審議会等の附属機関への諮問	個別の個人情報の取扱いのほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての意見聴取を要する場合	専門的知見の意見聴取が「特に必要」な場合 ※個人情報保護の制度の運営に関する事項については、個人情報保護委員会が所管する事項のため諮問することは許容されない	地方自治法上、議会には附属機関は設置できないと解されているため、議会として条例と照らし合わせ判断していく

■ 寒川町個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法、寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の規定の違い

項目	現行条例	改正個人情報保護法	町議会の条例
匿名加工情報	規定なし	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報
仮名加工情報	規定なし	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報